

第5次 かほく市行政改革大綱

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

かほく市

目 次

I	行政改革の必要性	1
1	これまでの取り組み	1
2	地方公共団体を取り巻く状況	3
3	新たな行政改革の必要性	3
II	行政改革の基本方針	4
III	行政改革の推進体制	5
1	推進組織体制	5
IV	行政改革の実施期間	7
V	行政改革の推進事項	8
1	市民サービス向上	8
(1)	定住の促進	8
(2)	一体的な子育て支援の充実	8
(3)	市民の健康づくりの機会創出	8
(4)	安全・安心な生活環境の整備	9
(5)	行政手続のプロセス改善	9
2	健全な財政運営の推進	10
(1)	受益者負担/分担金の適正化	10
(2)	市税等の収納率の向上	10
(3)	新たな財源の確保	10
3	人材育成及び行政事務の効率化	11
(1)	人事評価に基づく効果的で適正な人員管理	11
(2)	定員管理の適正化	11
(3)	機能的な組織運営	11
(4)	事務事業プロセスの改善	12
(5)	多様な人材確保・育成	12
(6)	働きやすい職場環境の実現	12
(7)	職員の意識改革やスキル向上の推進	12
VI	資料《用語解説》	13

I 行政改革の必要性

1 これまでの取り組み

かほく市では平成１７年度に「第１次かほく市行政改革大綱」を策定して以降、現在の「第４次かほく市行政改革大綱」に至るまで、行政改革推進の方策として実施計画を定め、改革に向けた具体的な実施内容として「推進項目」を設定し、実施時期や数値目標を掲げることで目的や方向性を明確なものとして、様々な取り組みを推進してきました。

かほく市が誕生して最初に策定した「第１次かほく市行政改革大綱」では、旧３町の合併※、また、国による三位一体の改革※などを背景として、「行財政基盤の強化」を図るとともに、「組織の合理化やサービス水準の適正化」などの取り組みを推進してきました。

「第２次かほく市行政改革大綱」では、第１次での取り組みを踏まえ、第１次実施計画において一部実施や検討中となった推進項目を含め、更なる「組織・機構の合理化」、「公有財産※の有効活用」、「財政の健全化」などの推進を図りました。

「第３次かほく市行政改革大綱」では、市民や行政を取り巻く環境の変化を捉え、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、推進項目を整理・統合し、「開かれた市政の推進」、「効率的で質の高い行政サービスの提供」や「公共財産の有効活用」などの取り組みを推進しました。

また、令和２年度から取り組んでいる、現在の「第４次かほく市行政改革大綱」では、「選んでもらえるまち」の実現を目指し、推進項目の内容を充実させながら見直し「市民サービス※の向上」、「民間活力の積極的活用」などの取り組みを進めてきました。

近年、社会の変革とともに、市民や行政を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、今後も行政改革の内容の見直しを図りつつ、取り組みを途切れることなく積極的に推進していくことが必要です。

かほく市の行政改革（これまでの取り組み項目について）

○平成17年 第1次行政改革大綱（平成17年度から平成21年度まで）

8つの大項目に基づき、83の実施項目を推進
83項目中63項目は達成（達成率75.9%）

○平成22年 第2次行政改革大綱（平成22年度から平成26年度まで）

8つの大項目に基づき、65の実施項目を推進
65項目中57項目は達成（達成率87.7%）

○平成27年 第3次行政改革大綱（平成27年度から令和元年度まで）

重点項目を5つ挙げ、66の実施項目を推進
66項目中61項目は達成（達成率92.4%）

○令和2年 第4次行政改革大綱（令和2年度から令和6年度まで）

重点項目を4つ挙げ、52の実施項目を推進
【令和5年度達成状況】52項目中41項目達成（達成率78.8%）

（参考）これまでのかほく市行政改革大綱の項目について

区 分	重 点 項 目
第1次 第2次	①公正の確保と透明性の向上、②組織・機構の合理化、 ③公有財産の有効活用、④事務事業の見直し、⑤行政の情報化、 ⑥公共工事の適正化、⑦人材の育成・確保、 ⑧経費の節減合理化等による財政の健全化
第3次	①開かれた市政の推進、②効率的で質の高い行政サービスの提供、 ③公有財産の有効利用、④組織の合理化と優秀な人材の育成、 ⑤財政の健全化
第4次	①市民サービス向上、②民間活力の積極的活用、 ③効率的な財政運営の確保、④事務事業の継続的な見直し

2 地方公共団体を取り巻く状況

昨今、国全体としては、少子高齢化の進展により人口減少が深刻化し、労働力人口の減少や福祉需要の増大、デジタル田園都市国家構想[※]や自治体DX[※]、生成AI[※]の活用、ポストSDGs[※]、働き方改革[※]への対応など、地方公共団体の行財政運営を取り巻く環境は大きく変化しています。

これからの時代に即し、持続可能な自治体経営に向けては、これまで以上に行財政運営の効率化と質の向上を図っていくことが強く求められています。

今後、地方公共団体が行政サービスを提供するための経営資源が大きく制約されることを前提として、職員が自ら担うべき業務の範囲を見直すとともに、業務の徹底した自動化・省力化を図るなど、従来の延長線上にはない新たな行政サービスの提供体制を検討する必要があります。

また、異常気象に伴う自然災害の頻発化・激甚化に対する災害リスクに対応するため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策が求められています。

3 新たな行政改革の必要性

「第1次かほく市行政改革大綱」を策定してから19年が経過しましたが、その間、かほく市においては、住みやすく、安全・安心なまちづくりを目指し、様々な事業を展開してきました。

財政状況では、基金の増加や経常収支比率、実質公債費比率などの財政指標[※]について、一定の効果が目に見える形として現れておりますが、市民が「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるまちづくりのため、進めるべき施策やそのための財源不足などの課題に対応しなければなりません。

また、限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を最大限に活用するとともに、市民満足度の高い行政サービスを提供し、市民から信頼される揺るぎない行財政運営を実現する必要があります。

今後も、これまでの行政改革において取り組んできた行財政基盤の強化などについて、引き続き継続していくことはもとより、現状における課題や市民ニーズを的確に把握し、「住み良さを実感でき、誇りを持てるかほく市」に向け、新たな改革を進めて行く必要があります。

Ⅱ 行政改革の基本方針

第5次行政改革大綱では、地方分権※時代にふさわしい、自主性・自立性に富んだ魅力あるまちづくりを展開していくため、常に市民目線に立ち、職員一人ひとりが市民との協働※による行政改革に取り組み、様々なアイデアを出し合いながら、業務の合理化・効率化を積極的に推進するとともに、「住み良さを実感でき、誇りを持てるかほく市」の実現を目指します。

また、将来にわたって持続可能な市民サービスの体制を構築するため、本来の行政が行うべき事務事業についてもしっかりと対応した上で、デジタル技術やデータを活用し、時代に即した取り組みを目指します。

さらに、新たな行政課題や、ますます多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、人材の育成と確保を進めるとともに、行政事務の効率化を図り、質の高い行政サービスの提供を目指します。

以上のことを踏まえ、改めて項目を整理・統合し、次の3項目を重点項目として定めるとともに、実施期間中においても実施項目等について市民ニーズの分析や検証を行い、必要な見直しを行いながら、市民サービスの質をより向上させるよう、創意工夫をもって積極的に取り組んでいきます。

第5次かほく市行政改革大綱の重点項目及び実施項目について

①市民サービス向上

- ・ 定住の促進
- ・ 市民の健康づくりの機会創出
- ・ 行政手続のプロセス改善
- ・ 一体的な子育て支援の充実
- ・ 安全・安心な生活環境の整備

②健全な財政運営の推進

- ・ 受益者負担／分担金の適正化
- ・ 新たな財源の確保
- ・ 市税等の収納率の向上

③人材育成及び行政事務の効率化

- ・ 人事評価※に基づく効果的で適正な人員管理
- ・ 定員管理の適正化※
- ・ 事務事業プロセスの改善
- ・ 働きやすい職場環境の実現
- ・ 機能的な組織運営
- ・ 多様な人材確保・育成
- ・ 職員の意識改革やスキル向上の推進

Ⅲ 行政改革の推進体制

1 推進組織体制

本大綱に基づく行政改革を迅速かつ的確に進めるため、庁内の推進体制として「かほく市行政改革推進委員会」を中心に、行政機関や、各種審議会※・委員会等を含め全庁的に取り組みます。

なお、「第５次かほく市行政改革大綱」においては、第５次の行政改革の必要性と基本方針を定め、それに基づき改革の実施に向けた推進事項を位置付けるものとします。また、大綱に基づく「第５次かほく市行政改革実施計画」を策定し、行政改革の推進事項の実現のための具体的施策や目標値、実施計画スケジュール及び担当課等を定め、計画的に進行管理を行っていくものとします。

◎かほく市行政改革推進委員会

各種団体の代表者や有識者のほか市民公募委員からなる組織で、市長に対して行政改革の推進及び行政改革大綱の策定に必要な意見、助言等を行います。

◎かほく市行政改革推進本部

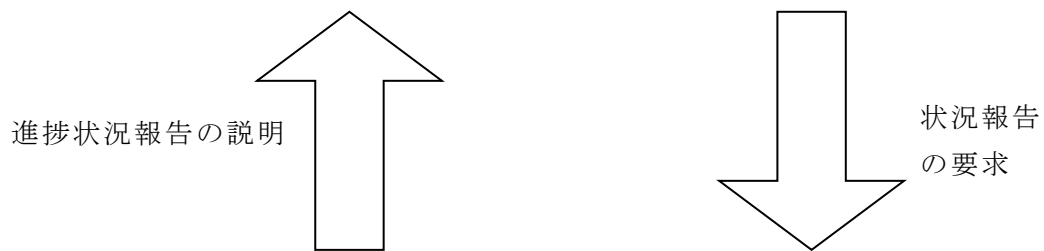
定期的に行政改革の進捗状況について調査し、改革に必要な協議、専門部会への指示等を行います。

◎かほく市行政改革専門部会

行政改革推進項目の進捗状況の把握及び調査・検討を行い、実施内容の見直し等について行政改革推進本部に意見、指示を求め、実施内容の改善等の協議を行います。

◆ 第 5 次行政改革推進体制

かほく市行政改革推進委員会	
構成	会長 1 名 職務代理者 1 名 委員 1 0 名 計 1 2 名 (各種団体の代表者、有識者、公募市民)
所掌事項	・ 市長からの諮問に応じ、市の行政改革推進に関する重要事項を調査・審議 ・ 地方分権及び行政改革案に係わる提言・意見 ・ 行政改革の実施状況の検証・評価



かほく市行政改革推進本部	
構成	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：部(局)長、課長
所掌事務	・ 行政改革推進委員会からの意見反映 ・ 行政改革大綱の審議・決定 ・ 行政改革大綱に基づく改革の推進・進行管理 ・ 地方分権の推進・その他行政改革に係る重要事項 ・ 市民への行政改革の推進に伴う成果等の公表



かほく市行政改革専門部会	
構成	主に係長級の職員で構成 部会員：全課(局)代表
所掌事項	・ 行政改革大綱実施計画推進項目に関する進捗状況の把握 ・ 推進項目の調査・検討 ・ その他実施計画に係る事項についての協議

IV 行政改革の実施期間

「第5次行政改革大綱」の実施期間は、令和7年度を初年度として令和11年度までの5年間とし、実施計画で各年度における具体的な実施スケジュールに基づき、PDCAサイクル※による進行管理を行うとともに、進捗状況についても市のホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

また、今回の大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、実施期間中においてその都度、状況に応じた検討・見直しを行います。

○ 行政改革推進委員会 今後のスケジュール

	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度					
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3		
委員の任期	第6期		第7期										第8期									
第4次行政改革大綱	第4期												評価									
第5次行政改革大綱						諮問					答申	策定	第5期									
推進委員会			●		項目内容に関する提言・意見								●				●					
推進本部	●				実施項目の決定 推進委員会の意見反映・大綱作成								●				●					
専門部会	●				実施項目の調査・検討 推進委員会の意見反映・大綱作成								●				●					

※ 第4次行政改革大綱 実施期間 …… 令和2年度から令和6年度まで
(令和元年度に策定)

※ ●、● …… 会議の実施

※ 第5次行政改革大綱 実施期間 …… 令和7年度から令和11年度まで
(令和6年度に策定)

V 行政改革の推進事項 ～主な推進事項と目指すべきかほく市の姿～

1 市民サービス向上

多様化・高度化する市民ニーズや厳しさを増す社会経済情勢に対応するため、行政サービスの根幹をなす業務や財源を整理した上で、柔軟に応えられる事務体制を目指す。

また、かほく市への定住を促進する手段の検討や一体的な子育て支援充実手法の検討、行政と市民が一体となり取り組める健康推進手法の検討、様々な災害を想定した防災体制の強化、行政サービスのオンライン化とそれを誰もが活用できるようにする取り組みなどの市民サービス向上につながる積極的展開を行う。

(1) 定住の促進

市の魅力や住みよさを、SNSを含む様々な媒体やイベント等を通じて市内外に広く発信し、地域の認知度をあげることで市民の地域への誇りを高める。

効果	シビックプライド※を醸成することで人口流出を抑制し、住みやすさが広く認知されることにより、新たな定住者や移住者を引き寄せる効果も期待できる。
----	--

(2) 一体的な子育て支援の充実

令和7年度からの第3期かほく市子ども・子育て支援事業計画※に基づき、関係各課と連携し、一体的な子育て支援を実施する。また、定住促進効果等により増加する乳幼児・児童に対応するため、認定こども園※や学童保育クラブ※の受け入れ体制の更なる強化策を検討する。

効果	第3期計画策定時にニーズ調査を行い、計画に沿って各種事業に取り組むことで、よりの確に市民ニーズを捉えた充実した子育て支援事業を展開することができる。
----	--

(3) 市民の健康づくりの機会創出

① 健康プラン21※を基に、健康ポイント※等を活用した健康における知識の啓発、健康ウォーキング等を推進する。

効果	健康への関心を高め、日常の活動量を増やすなどの生活習慣改善により、生活習慣病発症の予防・重症化予防につながる。
----	---

- ② 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。また、介護者教室を開催し、介護の知識や介護力の向上、介護者間の交流の機会を確保する。

効果	介護予防の推進により、要介護認定者の増加や重度化を防ぐことができ、介護給付費の抑制にもつながる。 家族介護者が適切な介護方法を習得することで、被介護者と介護者相互の心身の健康が維持される。また、在宅介護が継続でき、介護給付費の抑制にもつながる。
----	---

- ③ 指定管理者制度により民間ノウハウを活用し、自由度の高い管理運営を行うとともに、予約システムの導入やＩＣＴ※の活用により施設を最大限活用する。

効果	多様な人々が利用しやすい環境を整え、利用者数を増やすことにより、健康増進と生きがいつくりの高揚を図ることができる。
----	---

(4) 安全・安心な生活環境の整備

令和６年能登半島地震を踏まえた災害への備えを、防災講座（出前講座・研修会）として開催するほか、地域防災計画を含めた各種マニュアルを見直し、周知を図る。

効果	市民の防災意識の向上と防災体制の強化につながるとともに、避難方法や避難所運営等について、見直しによる変更点などを併せて周知していくことで、有事の際のスムーズな避難や自主防災組織※等の円滑な運営につながる。
----	--

(5) 行政手続のプロセス改善

- ① 市民との接点部（窓口、手続きなど）を充実させ住民サービスの利便性向上と業務効率化を進める。

効果	行政サービスのオンライン化により、窓口への来庁が不要となり、待ち時間短縮と市民サービスの向上につながる。
----	--

- ② 行政サービスのオンライン化にあわせ、シニア世代に対するデジタル機器の活用支援（スマホ・パソコン教室）を行い「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指す。

効果	高齢者を含む全ての人がデジタル機器を活用できるようにすることで、情報弱者の解消を図ることができる。
----	---

2 健全な財政運営の推進

サービス需要と供給のバランスを見極め、適切な受益者負担を常に検証するほか、公平性確保のため、賦課金の収納率向上を目指す。また、市民サービスの向上のため、新たな自主財源の確保として、税収以外の様々な財源の可能性を探るとともに、ふるさと納税制度を活用し市のPRを進める。

(1) 受益者負担/分担金の適正化

公共施設の使用料や各事業において負担いただいている受益者負担金について、受益者負担の原則に基づき適正に反映させる。

効果	物価変動及び国の税制改正などによる物価水準を反映することにより、適正な負担割合とすることができる。
----	---

(2) 市税等の収納率の向上

- ① 将来に滞納額を引き継がないためにも、納期を過ぎた市税や各種使用料等の徴収を徹底し、現年度分を中心に収納率を向上させる。

効果	現年度分の徴収率を向上させることで、滞納額を繰り越さない体制を構築する。 納税者負担の公平性が確保される。
----	--

- ② 徴収体制の充実を図り、県滞納整理機構[※]等との連携や民間ノウハウを活用するなどして、着実な滞納整理を実施する。

効果	滞納分の収納率の向上を図ることができる。
----	----------------------

(3) 新たな財源の確保

- ① 他自治体で導入されている税収以外の様々な財源について、かほく市における実施の可能性を探るほか、独自の財源創出を検討する。

効果	市民サービスの向上のため、独自財源を確保することにより、活力のあるまちづくりに資することができる。
----	---

- ② かほく市特産品ブランド[※]認証品等をふるさと納税[※]ポータルサイトやパンフレットを通じて広く全国へ発信し、かほく市の知名度向上や特産品のPRを図ることで、かほく市への愛着醸成と、自主財源の確保を図る。

効果	市のPRを進めるとともに、自主財源を確保することができる。
----	-------------------------------

3 人材育成及び行政事務の効率化

従来からの慣習による事務体制に甘んじることなく、人事評価※に基づく効果的で適正な人員管理や定員管理、給与制度の適正化を行うことで、経済的な見直しを実施するとともに、R P A※やA I※などの先進技術の導入検討を行い、時代に即した事務体制を確立する。

(1) 人事評価に基づく効果的で適正な人員管理

年度始めの面談により、組織目標、個人目標等を明確にし、組織ごとに目標・業務を管理する。また、評価者に対して、人事評価者研修を実施し、人事評価の重要性や評価精度を高める。

効果	組織ごとに目標・業務を管理することによって、組織ごとの業務量及び質の把握、比較が可能となり、適正な人員管理につながる。 適正な人事評価結果を反映した効果的な人事配置によって、職員の時間外勤務の減少につながる。
----	---

(2) 定員管理の適正化

職員数については、定員適正化計画に基づき採用数を決定することが大前提だが、所管課の特殊事情を考慮するため、所管課とのヒアリングを実施する。

効果	ヒアリングを実施することによって、新たに生じた事務や課題を迅速に把握するとともに、休業、退職等による職員の過不足に対して会計年度任用職員※を任用するなど柔軟に対応することで、持続可能な行政運営を図ることができる。
----	--

(3) 機能的な組織運営

ノートP Cに置換した全職員の情報系端末を活用し、庁内会議等はペーパーレスでの実施を促進させる

効果	各種打合せ等にはノートP Cを持ち込み、事前に作成・保存しておいた資料を全参加者がP Cにて閲覧することにより、紙媒体の資料の印刷に係るコスト（人的・物的）の削減につながる。
----	---

(4) 事務事業プロセスの改善

書面、対面といったアナログ的手法が前提となっている業務について、デジタル技術の活用等による業務の見直しを行う。

効果	今後あらゆる産業、現場において人手不足が進むことが予想されている中で、アナログ的手法を見直すことにより、事務の簡素化、生産性の向上が見込まれる。
----	--

(5) 多様な人材確保・育成

全国的に公務員志望者が減少する中で、これまで原則年1回しか実施していなかった正規職員採用試験について、早期実施や複数回実施など試験のあり方を見直し、幅広く人材確保に努め、職員の育成につなげる。

効果	社会状況の変化に応じて、幅広く人材を募集することによって、人口減少の中、限られた人材を最大限に活用するとともに、採用された職員を、市民に求められる職員として育成し、組織力の向上を図る。
----	--

(6) 働きやすい職場環境の実現

男女ともに育児休業や部分休業の取得を推進するために、対象職員やその所属長に休業等に関する個別説明を実施し、働きやすい職場環境に向けて意識改革を図る。

効果	休業等を取得しやすい職場環境に整えることによって、職員が仕事と育児を含む家庭生活を両立できる働きやすい職場環境の実現につながる。
----	--

(7) 職員の意識改革やスキル向上の推進

職員研修基本計画を基本に研修を実施するほか、管理職員を中心に研修を実施し、職員の意識改革を図る。また、管理職員以外の職員に対して、事務能力を高める研修を中心に行い、スキルの向上を図る。

効果	管理職員、中堅や若手等の各階層が求められる役割を果たすうえで必要とされる能力を向上させることによって、職員全体としてのマンパワーの底上げと持続可能な組織運営につながる。
----	--

VI 資料《用語解説》

【あ行】

◆ RPA（アール・ピー・エー）

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。パソコン上で稼働するロボットの活用による、主にデスクワーク等における業務の自動化を指す。

導入による業務の効率化、品質の向上、人的ミスの削減が期待されている。

◆ ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略。日本語では、「情報通信技術」と訳される。情報技術と通信技術を統合した概念で、情報の収集、処理、伝達、共有を可能にする技術やシステムの総称のこと。

◆ AI（エー・アイ）

人工知能。コンピューターによって言語の理解や、問題解決などを行わせる技術。

【か行】

◆ 会計年度任用職員

地方公共団体の非常勤職員について、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から制度化されたもの。

これまでのいわゆる非常勤職員について、新たに「会計年度任用職員」という類型を設け、試験や選考で採用することを明記したうえで、期末手当も支給する。

◆ 学童保育クラブ

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る保育事業のこと。

◆ かほく市特産品ブランド

市内の優れた素材や技術を生かし、生産・加工された産品を「かほく市特産品ブランド」として認証し、全国に発信している。特色豊かな地場産品を多くの方に知ってもらい、まちをもっと元気にすることを目的としている。

◆ 旧3町の合併

「平成の大合併」により、旧河北郡5町のうち、北部3町（高松町、七塚町、宇ノ気町）が平成16年3月1日に合併し、かほく市が誕生した。

◆ 協働

市民、議会、行政などが、それぞれ独立した構成員として、自ら果たすべき役割と責務を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完しあうこと。

◆ 健康プラン21

健康増進法に基づき、地方公共団体の実情に応じた健康づくり推進の方向性を示す計画。第三次では、計画期間を令和6年度から令和17年度とし、かほく市総合計画基本構想の将来像で示されている「みんなが健康に暮らせるまちづくり」を踏まえ、市民一人ひとりが自ら健康を考え、自己管理ができるように地域ぐるみで支えることをめざす。

◆ 健康ポイント

健康増進プログラムの一環として、歩数や健康レッスンの参加などの住民の健康づくりに関する活動をインセンティブ化し、ポイントにして付与するもの。

◆ 県滞納整理機構

石川県内18市町（金沢市以外）と石川県が協力して、大口・徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合のこと。石川県央地区、南加賀地区、中能登地区、奥能登地区の4つの区域に分かれている。かほく市は、石川県央地区に属する。

◆ 公有財産

地方公共団体の所有する財産のこと。

【さ行】

◆ 財政指標

各地方公共団体の財政基盤の強さを表す指標のこと。財政構造の弾力性を表す経常収支比率や、公債費（地方債の元利償還金）の水準を測る実質公債費比率などがある。

◆ ^{さんみいったい}三位一体の改革

平成13年に成立した小泉内閣により、国と地方公共団体における「国庫補助金等の廃止・縮減」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」を同時に行うことで、地方分権の推進と国と地方の財政赤字の再建を図る目的で行われた改革のこと。

◆ 自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

地方公共団体が、デジタル技術を活用して行政サービスの効率化・改善を図り、住民の生活の質を向上させる取り組みのこと。行政手続きのオンライン化、データを活用した政策立案などが含まれる。

◆ シビックプライド

自分が住む都市や地域に対して誇りや愛着を持つ気持ちのこと。この感情は、地域社会への貢献や参加意識を高め、住民同士のつながりを強めたり、地域の魅力を向上させる重要な要素となる。

◆ 市民サービス

ここで言う市民サービスとは、行政が行う市民に対する役務の提供全般を指す。

◆ 自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。

◆ 人事評価

年功序列的な給与体系ではなく、能力による給与体系を構築する手法。職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績を評価する。

◆ 審議会

地方公共団体などの行政庁に附随する合議制の諮問機関の名称の一つ。

総じて住民各層の利益を代表する事業者・生活者団体委員と、実務・学識経験者などのいわゆる公益委員により組織されることが多く、議会制民主主義を補完する国民参加機関として、当該行政に関する重要な政策方針を策定したり、特定の処分を下す際に意見の答申を行うことなどを目的とすることが多い。

◆ 生成 AI

人工知能技術の一種で、テキストや画像、音声、動画、コードなどを「新しく生成する」ことを目的とした AI のこと。ジェネレーティブ AI（Generative AI）とも呼ばれる。従来の AI は「学習済みのデータの中から適切な回答を探して提示する性質」を持っているが、生成 AI は新しいコンテンツを作り出すことが特徴。

【た行】

◆ 第3期かほく市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とした計画。第3期では実施期間を令和7年度から令和11年度とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進するため策定するもの。

◆ 地方分権

地方分権は、「中央集権」の反対語として使用されており、できるだけ多くの権限を地方に分散することを意味する。

平成7年に施行された「地方分権推進法」においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向って相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

◆ 定員管理の適正化

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、取組内容を定めた複数年度に亘り適正に計画していくこと。

◆ デジタル田園都市国家構想

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」構想のこと。

【な行】

◆ 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

【は行】

◆ 働き方改革

働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようするための改革のこと。日本では、特に長時間労働の是正、雇用形態による格差の改善、労働生産性の向上を目指して、政府主導で推進されてきた。

◆ PDCAサイクル

組織・業務管理の手法のこと。

Plan（政策立案）－Do（事業執行）－Check（点検・評価）－Action（見直し）を意味し、この一連のサイクルをまわしていくことで、事業を継続的に改善させていく。

◆ ふるさと納税ポータルサイト

自治体が提供する返礼品や寄付に関する情報を集め、ふるさと納税をスムーズに行えるよう支援するインターネットのサービスのこと。

◆ ポスト SDGs

2030 年までの目標として国連が設定した持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成期限後の、世界が直面する課題に対応するための新たなビジョンや目標を設定すること。



かほく市 総務部 総務課

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地

TEL 076-283-1111 FAX 076-283-4644

ホームページ <https://www.city.kahoku.lg.jp/>